

京都市告示第 489 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成27年度の地籍調査事業を次のとおり変更します。

平成27年12月4日

京都市長 門川大作

1 事業計画が変更された日

平成27年9月30日

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域及び調査期間

	調査地域	調査期間
変更前	上京区出水区のうち主税町，聚楽町，四町目，中務町，西院町，南伊勢屋町，左馬松町，北伊勢屋町，櫛笥町，中書町，二町目，三町目，田中町，西神明町，東神明町，弁天町，二本松町，新御幸町，浮田町の一部，小山町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，田村備前町の一部，白銀町の一部及び福島町の一部	平成27年4月13日から平成28年3月31日まで
	上京区出水区のうち櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部の一部，西院町の一部，浮田町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部及び田中町の一部	平成27年4月1日から同年10月30日まで
変更後	(変更なし)	(変更なし)
	(変更なし)	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(行財政局資産活用推進室)